

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号の2）の一部を次のように改正する。

令和3年3月18日

大阪広域環境施設組合
代表監査委員 阪井 千鶴子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第7号までの監査（以下「監査」という。）、<u>同項第8号</u>の検査（以下「検査」という。）及び同項第9号の審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>(監査調書等の作成及び保存)</p> <p>第9条 監査委員は、<u>年度監査計画及び実施計画</u>（以下「監査等の計画」という。）、監</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第7号までの監査（以下「監査」という。）、<u>同項第11号</u>の検査（以下「検査」という。）及び同項第9号の審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>(監査調書等の作成及び保存)</p> <p>第9条 監査委員は、<u>年度監査方針及び年度監査計画</u>（以下「監査等の計画」という。）、</p>

査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(質の管理)

第11条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の目的を達成するため、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

[3 略]

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 [略]

[2 略]

3 監査委員は、年度監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

[(1)~(3) 略]

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 監査等の種類

(2) 監査等の対象

(3) 監査等の着眼点

(4) 監査等の主な実施手続

(5) 監査等の日程

監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(監査品質の管理)

第11条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる監査品質を管理するものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

[3 同左]

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 [同左]

[2 同左]

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

[(1)~(3) 同左]

[新設]

(6) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査専門委員の選任等)

第18条 [略]

[削る]

[削る]

2 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、事務局長等から弁明、見解等を聴取するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 [略]

[(1)~(8) 略]

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が

(監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整)

第18条 [同左]

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、内部監査担当等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、理事者から弁明、見解等を聴取するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 [同左]

[(1)~(8) 同左]

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が

<p>必要と認める事項を記載するものとする。 [(1)~(6) 略]</p> <p>(7) <u>管理者</u>の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること</p> <p>[(8)・(9) 同左]</p> <p>[3~5 同左]</p>	<p>必要と認める事項を記載するものとする。 [(1)~(6) 同左]</p> <p>(7) <u>管理者又は企業管理者</u>の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること</p> <p>[(8)・(9) 同左]</p> <p>[3~5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の大阪広域環境施設組合監査委員監査基準第13条第2項の規定により策定した監査等の計画については、なお従前の例による。